

(事 務 連 絡)
令和 7 年 4 月 2 2 日

各障害福祉サービス等の事業所の長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉第一担当
施設福祉担当

同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化について

平素より障害保健福祉行政の推進については、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、同一の保護者で複数の障害児がおり、兄弟間で上限額管理を行う場合には、利用者負担上限額管理結果票を京都市宛に紙面にて提出していただくこととしておりました。

令和 7 年 5 月請求分（令和 7 年 4 月サービス提供分）から請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となりましたので、お知らせします。

記

1 請求に際して（共通事項）

- ・ 令和 7 年 5 月請求時（令和 7 年 4 月サービス提供分） から電子請求が可能となります。（以下の 3 の場合を除く）電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。

(注)請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください。

- ・簡易入力システムでは、令和 7 年 4 月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- ・上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

2 上限額管理事業所の確認方法

福祉サービス等受給者証の七面（利用者負担に関する事項）をご確認ください。

利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が上限額管理事業所になります。

3 引き続き紙面で上限額管理結果票の提出が必要な場合（電子送信での対応が不可な場合）

- ・ 令和 7 年 3 月サービス提供分以前の上限額管理結果票の場合
- ・ 地域生活支援事業における上限額管理を行う場合（関係事業所に地域生活支援事業所がある場合）
※地域生活支援事業の事業所番号を含んだ利用者負担上限額管理結果票を国保連合会へ送信した場合、
返戻となりますので、ご注意ください。
- ・ ※地域生活支援事業を含んだ上限額管理を行う場合は、利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）
をご提出ください。

4 各書類の提出先

- ・利用者負担上限額管理結果票（紙面で提出する場合）（各年度で定められた提出期限まで）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 4 階
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

- ・利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書（請求月の前月末まで）

（※1 事業所のみを複数の児童が利用している場合を含む。届出がない場合、**返戻**になります。）
支給決定を行っている各区役所・支所の障害保健福祉課

5 上限額管理加算について

複数の事業所間で上限額管理を行った場合に加算の算定が可能となります。

複数児童の上限額管理において、加算を算定することができるのは1人分のみです。

同一世帯の複数の障害児が1事業所のみ契約しサービスを利用する場合、上限額管理加算は請求できませんので、ご注意ください。

6 問い合わせ先について

- ・簡易入力システムに関するお問い合わせ

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

電話番号：0570-059-403 / ファックス：0570-059-433

メールアドレス：mail@support-e-seikyuu.jp

（※）操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません。

- ・上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせ

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

電話番号：075-222-4161

問い合わせフォーム：[京都市：問合せチャットボット・問合せフォーム専用ページ](#)